

「2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場及びバスターミナル入退場予約・決済システムサービス提供業務」仕様書	
必須事項(項目)	内容
1. 契約の方法種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。
2. 業務概要	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「本協会」という。）は、2025 年日本国際博覧会（以下、万博という。）開催期間中における来場者の安全かつ円滑な来場の実現に向けて、駐車場及びバスターミナルにおける入退場予約システムを構築する。
3. 総則	(1) 本仕様書は、「2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場及びバスターミナル入退場予約・決済システムサービス提供業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。 (2) 本協会からの入手資料や業務で作成した資料等、本業務により知り得た情報の一切は、本業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本協会から許可を得た場合はこれに該当しない。 (3) 受託者は、作業に際し協議を行う関係諸官庁等と調整を保ち本協会担当者の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。 (4) 受託者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、本協会はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること。 (5) 作業が完了すれば、直ちに完成届と成果品を提出して本協会の検査を受けること。 (6) 受託者は、本協会が提供する各種ガイドラインを遵守すること。
4. 契約期間	契約締結日翌日から 2025 年 12 月 31 日までとする。 但し、本業務は会期終了後の対応が可能な形を配慮しつつ、2025 年 10 月 31 日までの利用とする前提で費用を提示すること。
5. 履行場所	(1) 会場外駐車場 ア 自家用車用（普通車・身障者・二輪(原付)・自転車駐車場） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夢洲 所在地：大阪市此花区夢洲 箇所数：1 面積：約 2ha  駐車桟：身障者用約 200 台・自転車用約 600 台</li> <li>・ 舞洲 所在地：大阪市此花区舞洲箇所数：4 面積：合計約 31ha  駐車桟：普通車用約 7500 台(バス兼用桟約 2000 台)  二輪用約 230 台</li> <li>・ 尼崎 所在地：兵庫県尼崎市船出地先 箇所数：1 面積：10ha  駐車桟：普通車約 3000 台</li> <li>・ 堺 所在地：堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内  箇所数：2 面積：合計約 9ha 駐車桟：普通車約 2000 台</li> </ul> イ 団体バス用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夢洲 所在地：大阪市此花区夢洲 箇所数：1 面積：約 7ha  駐車桟：約 200 台</li> <li>・ 舞洲 所在地：大阪市此花区舞洲 箇所数：1 面積：約 22ha  駐車桟：約 1000 台（普通車兼用桟約 1000 台）</li> </ul>

	<p>(2) バスターミナル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夢洲第1 所在地：大阪市此花区夢洲 箇所数：1 面積：約 5ha バース数：42 バース</li> <li>・ 夢洲第2 所在地：大阪市此花区夢洲 箇所数：1 面積：約 7ha バース数：60 バース</li> <li>・ 身障者バス乗降場 所在地：大阪市此花区夢洲 箇所数：1 面積：約 2ha バース数：2 バース</li> </ul> <p>(別紙1 位置図参照)  ※現時点で、夢洲第1 は予約システム導入対象外  ※詳細設計により変更の可能性あり</p>
<p>6. 業務内容</p>	<p>本サービスは、2020年12月に公表した“2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)基本計画を踏まえ、本協会の取組みを推進するサービスを提供すること。</p> <p>なお、本サービスの仕様詳細を、「別紙2 詳細仕様書」に記述することから、熟読すること。</p> <p>1. 契約期間及びスケジュール</p> <p>(1)契約期間  契約締結後から、2025年12月31日までとする。</p> <p>(2)開発期間  契約締結後から、2024年6月30日までとする。</p> <p>(3)受入テスト期間(想定)  2024年7月1日から2024年8月31日までとする。</p> <p>(4)サービス利用期間(想定)  本サービスを利用し駐車場の予約及びバスターミナルの入退場予約を行う期間は、2024年9月頃から2025年10月13日までとする。</p> <p>2. システム・サービスの設計・開発・提供</p> <p>(1)システム設計・開発実施計画書  契約締結後、2週間以内にシステム設計・開発スケジュールや実施項目等をまとめた「システム設計・開発実施計画書」を作成し、本協会の承認を得ること。</p> <p>(2)導入・開発</p> <p>ア 開発方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本サービスは、他システムとの連携を考慮し、オープン化された標準的手法や標準化された製品、ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いサービスとすること。</li> <li>・ システム設計・開発に際しては、本協会がシステムを保有せず受託者のシステムサービスを利用する形式を</li> </ul>

	<p>前提とし、本協会にデータセンターの利用料等、ファシリティに係る費用が発生しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発作業に必要な設備(サーバ、端末、ネットワーク機器、開発用ソフトウェア等)については受託者において準備すること。</li> <li>・機能追加やパッチの適用を行う際は、本番環境に影響が出ないように留意するとともに、必要に応じて本番環境とは別環境にて試験を行うこと。</li> <li>・障害につながりうる事象を早期に発見できる監視機能、プログラムとすること。</li> </ul> <p>イ 開発管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの開発・サービスの提供については、効率的なシステム導入を図るためのプロジェクト管理を行うこと。</li> </ul> <p>ウ 研修環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場予約担当者等が、本番環境とは別に操作研修を行うための研修環境を用意すること。</li> </ul> <p>エ テスト要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) テスト実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールや実施項目など、テストで実施する内容をまとめた「テスト実施計画書」を作成し、本協会の承認を得ること。</li> </ul> </li> <li>(2) テスト方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、テスト実施計画書に基づき、必要なテストを主体的に実施すること。</li> </ul> </li> <li>(3) 決済代行業者とのテスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスと連携する決済代行業者を選定の上、電子決済機能のテストを実施すること。</li> </ul> </li> <li>(4) 受入テスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト終了後、駐車場予約に関わる担当責任者および実際の駐車場予約担当者における受入テストを実施できること。</li> </ul> </li> </ol> <p>オ 定例会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発を円滑に実施できるよう、必要な会議を開催すること。</li> </ul> <p>カ マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルを作成し、電子データで提供すること。</li> </ul> <p>キ FAQ の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対して、本サービスの利用に関する FAQ を作成し、各システム毎に Web サイト上にて提供すること。</li> </ul> <p>ク 利用者からの問合せに対応する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者において、本サービス運用期間中に想定される予約利用者からの様々な問合せ等に対応できる体制を構築・運用すること。</li> </ul>
--	--

### 3. 機能要件

#### (1) 駐車場予約システム

- ・車種ごと（乗用車・二輪車（原付含）・自転車・身障者車両・優先駐車枠車両）に予約管理できること。
- ・利用者の出発地情報に基づき、最適な駐車場を表示できること。
- ・クレジットカード、コンビニ支払い、キャリア決済、ID決済等多様な決済手段に対応できること。
- ・駐車場ごとに各日・各時間帯別の予約枠数を設定し、予約管理できること。
- ・予約確定後、入場予約日の変更が生じた場合は、駐車場予約日時の変更ができること。
- ・駐車場料金は駐車場ごとに各日・各時間帯に応じた料金を設定でき、料金の変更にも柔軟に対応できること。
- ・今後、設定するキャンセルポリシーに応じて、予約キャンセル及び駐車場料金の返金できること。
- ・予約情報は、任意のタイミングで出力・参照できること。
- ・駐車場入り口において、ETC・カメラ認証・QRコード認証等の方法により、予約情報と照合し、入場可否の判断等、入場管理ができること。

#### (2) バスターミナル入退場予約システム

- ・夢洲第2バスターミナル、身障者バス乗降場及び舞洲バス駐車場のそれぞれにおいて、予約・入退場管理ができること。
- ・利用形態（バス駐車場利用・送迎のみ利用）に応じて予約管理できること。
- ・各日・各時間帯別に入退場予約枠数を設定し、予約管理できること。
- ・1団体に紐づく複数台のバス予約に対応できること。
- ・舞洲駐車場の団体バス駐車区画の一部は、普通車駐車枠と兼用することから、日に応じて柔軟に団体バスと普通車の予約受付を可能とすること。
- ・クレジットカード、コンビニ支払い、キャリア決済、ID決済等多様な決済手段に対応できること。
- ・バスターミナル利用料金は、各日・各駐車場・利用形態ごとに料金を設定でき、料金の変更にも柔軟に対応できること。
- ・今後、設定するキャンセルポリシーに応じて、予約キャンセル及び駐車場料金の返金に対応できること。
- ・予約確定後、入退場予約日の変更が生じた場合は、予約日時の変更ができること。
- ・予約情報は、任意のタイミングで出力・参照できること。

・バスターミナル入口・バス駐車場入口において、ETC・カメラ認証・QRコード認証・通行証の発行等の方法により、予約情報と照合し、入場可否の判断等、入場管理ができること。

### (3)システム連携機能

本サービスと連携する各種システムとの連携は原則本協会が準備する ICT-PF と接続のうえ、API を介して相互連携を行う。なお詳細は協会の定めるガイドラインにて指定する。

#### ア 万博プラットフォーム（仮称）との連携

本協会が別途調達等を行う万博プラットフォームから必要な万博 ID 属性情報（ID・PASS 等）を取得・反映できること。また、その他システムとの相互のため必要な情報を提供できること。

#### イ 入場予約システム（仮称）との連携

本協会が別途調達等を行う万博会場への入場予約システムと連携し、入場予約情報を取得・反映できること。

#### ウ 団体バス仮受付システム（仮称）との連携

本協会が別途調達等を予定している団体バス仮受付システムと連携し、仮受付情報を取得・反映できること。

#### エ 高速道路通行履歴照合システム（仮称）との連携

本協会が別途調達等を予定している高速道路通行履歴照合システム（仮称）と連携できること。

#### オ パークアンドライドシャトルバス乗車予約システム（仮称）との連携

舞洲・堺・尼崎の場外駐車場については、各駐車場から万博会場までシャトルバスの運用を予定しており、シャトルバスの利用は、駐車場利用者のみに限ることを予定している。

本協会が別途調達等を予定しているパークアンドライドシャトルバス乗車予約システム（仮称）と駐車場予約情報を連携できること。

### (4)その他機能

・多言語（日・英・仏・中（繁体・簡体）、韓）を予定しているが、対応可否も含め提案すること。

※上記機能要件については現段階のものであり、本業務実施にあたっては事業者からの企画提案の内容を踏まえて、本協会と協議の上、最終確定する。

## 4. 機械設備（入退場ゲート・車番カメラ・ETC 路側機等）の貸与・設置・撤去

	<p>(1)機械設備の貸与・設置</p> <p>ア 駐車場及びバスターミナル入口には、予約情報と照合し、入退場可否を判断するための機械設備を貸与・設置すること。なお、機械設備の基数については、入口約 32 基、出口約 14 基を予定しているが、詳細設計により基数の変更が生じた場合は本協会と受託者で協議し、対応するものとする。</p> <p>イ 駐車場及びバスターミナル出口には、退場台数を管理するための機会設備を貸与・設置すること。</p> <p>(2)機械設備の撤去</p> <p>設置した機械設備については、運用終了後、撤去すること。</p> <p>5. 非機能要件</p> <p>本サービスにおけるインシデントの発生は、2025 年日本博覧会開催に向け大きな信頼失墜に直結することを十分理解し、その発生を最小限に抑える仕組みと運用保守体制を確立すること。</p> <p>(1)サービス稼働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスは、24 時間 365 日の稼働を基本とする。</li> </ul> <p>(2)端末要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場予約・バスターミナル入退場予約においては、PC、スマートフォン、タブレットからのアクセスに対応すること。</li> </ul> <p>(3)ネットワーク要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムが要求する性能要件とセキュリティを考慮の上、最適なネットワークを利用すること。</li> </ul> <p>(4)性能要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の要件をふまえ、同時アクセス数を想定したうえで、十分な性能を確保すること。</li> </ul> <p>(5)使用性要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスにおいては、利用者がわかりやすい画面構成、使いやすい操作性を備える必要がある。記載の要件をふまえ、本サービスのユーザエクスペリエンスを提案すること。</li> </ul> <p>(6)運用保守サービス要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスの運用保守計画案について提示することとし、システム設計・開発を踏まえた運用保守計画については、総合テスト終了までに本協会の承認を得ること。</li> <li>・受託者において、24 時間 365 日監視すること。ただし、監視対象及び内容については本協会と協議し決定すること。</li> <li>・サービス監視において、障害につながる事象及び障害を検知した場合、速やかに本協会に連絡のうえ、必要な対策を講じること。</li> </ul> <p>(7)ログ管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者において、本サービスの稼働状況、利用状況等のログを収集すること。収集対象、方法、単位や間隔、保管期間に</li> </ul>
--	--

	<p>については本サービス利用要件を踏まえ最適な内容を提案すること。</p> <p>(8)バックアップ管理  ・本サービス及びデータに関し常時バックアップを行うこと。  障害時においては、バックアップデータを用いて復旧できること。</p> <p>(9)ドキュメント管理  ヘルプデスクへの問い合わせ内容等をふまえ、同一の問合せを減らすよう定期的にマニュアル及びFAQの改訂を実施すること。</p> <p>6. セキュリティ要件  本サービスの提供にあたっては、本協会のセキュリティ要件一覧表を遵守すること。</p>
<p>9. 成果品</p>	<p>本協会が想定する成果物は次のとおりである。契約後、提出方法及び納期については協議することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム設計・開発実施計画書（契約締結後、○営業日以内）</li> <li>・総合テスト計画書、テスト結果報告書及びエビデンス（出力結果の画面ハードコピー等）</li> <li>・駐車場予約資料者マニュアル及びFAQ</li> <li>・駐車場予約担当者マニュアル及びFAQ</li> <li>・バスターミナル入退場予約利用者マニュアル及びFAQ</li> <li>・バスターミナル入退場予約担当者マニュアル及びFAQ</li> <li>・本協会システム管理者マニュアル及びFAQ</li> <li>・研修用マニュアル（研修実施日まで）</li> <li>・各種統計データ分析結果</li> <li>・環境構築業務完了報告書</li> <li>・サービス利用実績報告書・業務完了報告書・稼働状況報告書</li> <li>・本サービス終了時手続きデータや各種情報資産</li> <li>・本サービス終了時にデータが確実に廃棄が実施されたことを証明するエビデンス（破壊・廃棄報告書、破壊・廃棄証明書）</li> <li>・会議・打合せ議事録</li> <li>・その他、本協会と受託者において、別途協議して定めたもの</li> </ul>
<p>11. 貸与品</p>	<p>本業務に必要な本協会所有の関係資料は、契約後、必要に応じて貸与する。</p>
<p>12. その他</p>	<p>1. 疑義  本協会は本業務完了後においても疑義、不明箇所、その他設計監理上の質問等に対して、その都度協議を求めることができるものとし、受託者は誠意を持って協議に応じ、その質問等に答えること。</p> <p>2. 「瑕疵」の補正  本業務の完了後、設計内容に「瑕疵」が発見された時は、本協会の請求により受託者は速やかに自己の負担で補正すること。</p> <p>3. 秘密の保持</p>

	受託者は本業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。
--	------------------------------



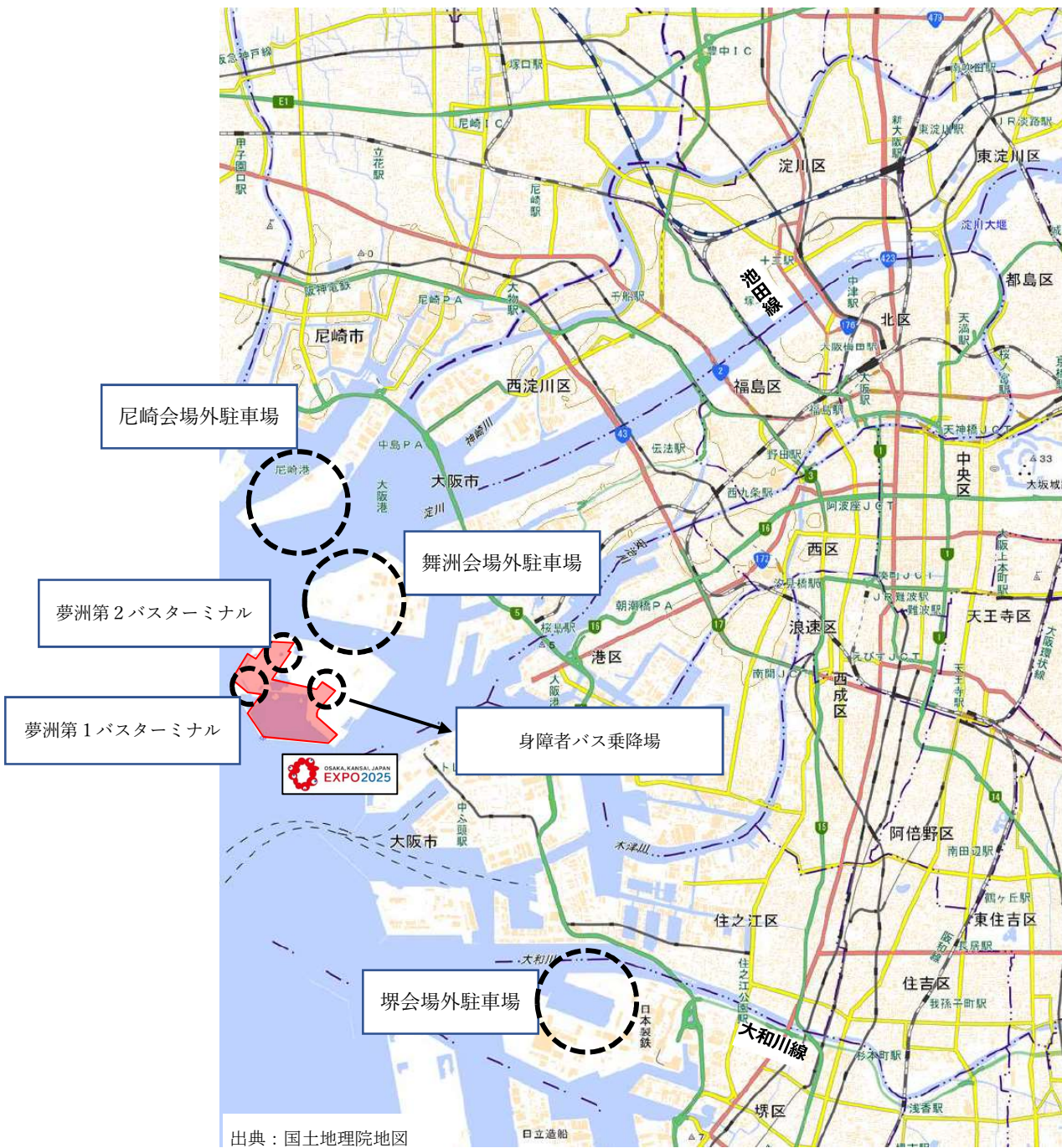


図 位置図